＜参考＞「再生事業者」に係る確認書について

「再生事業者」として本事業に申請される場合は、以下の資料を添付して申請してください。
各機関毎に提出書類が異なりますのでご注意ください。

No.	支援機関または再生手法	提出資料 （公表有無）※1 ※2
1.	中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）が策定を支援した再生計画	確認書（非公表）
2.	独立行政法人中小企業基盤整備機構が策定を支援した再生計画	確認書（非公表）
3.	産業復興相談センターが策定を支援した再生計画	確認書（非公表）
4.	株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画	確認書（非公表）
5.	「私的整理に関するガイドライン」に基づいて策定した再建計画	確認書（公表）
6.	中小企業の事業再生等のための私的整理手続（中小企業版私的整理手続）に基づいて策定した再生計画	確認書（公表）
7.	産業競争力強化法に基づき経済産業大臣の認定を受けた認証紛争解決事業者（事業再生ＡＤＲ事業者）が策定を支援した事業再生計画	確認書（非公表）
8.	独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資した中小企業再生ファンドが策定を支援した再生計画	確認書（非公表）
9.	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が同機構法第 19 条の規定による支援決定を行った事業再生計画	株式会社東日本大震災事業者再生支援機法第 19 条第４項に基づく通知（支援決定通知）の写し（非公表）◎
10.	株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法第 25 条の規定による再生支援決定を行った事業再生計画	株式会社地域経済活性化支援機構法第 25 条第４項に基づく通知（再生支援決定通知）の写し（非公表）◎
11.	特定調停法に基づく調停における調書（同法第 17 条第１項の調停条項によるものを除く。）又は同法第 20 条に規定する決定において特定された再生計画	① 誓約書（公表）※3 ② 簡易裁判所または地方裁判所が発行する「調停調書（原本証明がなされたもの）」の写し（非公表）◎

※１　No.１．から No.８.における「確認書」は、事業再生支援を受けた支援機関等が発行いたしますので、ご自身が支援を受けた支援機関等へご連絡の上、発行を依頼してください。

※２　No.９．から No.11．において、末尾に「◎」が付された資料は、すでに支援機関から「再生事業者」へ手交等されている資料となり、新たに支援機関等が発行するものではございませんので、お手元の資料をご利用ください。

※３　No.11.①については、申請者ご自身で内容を確認及び必要事項を記載の上、提出をいただくものとなります。本資料を記載いただくにあたり、御自身の調停調書の内容が、特定調停法 17 条 1 項に基づく調停条項であるか否かは、特定調停に基づく申し立てを行った際に支援を受けた弁護士等にご確認ください。